

姫路市工場立地法準則条例第3条に規定する区域における工場立地
法等に定める届出に関する要綱（平成24年3月29日制定）

（目的）

第1条 この要綱は、工場立地法（昭和34年法律第24号）第6条第1項に定める特定工場の緑化等に関する事項を定め、景観形成や環境保全を担う質の高い緑地の形成を図り、本市の環境に配慮しつつ地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（工場緑化等）

第2条 姫路市工場立地法準則条例（平成24年姫路市条例第8号）第3条に定める区域において工場立地法第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の規定により届出をする者（以下「届出者」という。）は、当該届出に係る工場の敷地内の緑地を適切に維持管理するとともに、同工場の敷地外（姫路市内に限る。）における緑地の確保及び緑化活動等に取り組むよう努めるものとする。

2 市長は、届出者が、前項の届出をしようとするときは、前項に規定する取組みに係る計画書（別記様式）を市長に提出するよう求めるものとする。

（指導等）

第3条 市長は、この要綱の目的を達成するため、届出者に対し必要な指導、助言、樹木等のあっせん等を行うものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

計 画 書

年 月 日

（あて先）姫路市長

会社名

工場名

所在地

電 話

担当者

年 月 日付工場新設・生産施設の変更等届（第 回）に合わせ、
下記の通り提出します。

敷地内緑化計画

完成予定日	区分	面積 (m ²)	割合 (%)	管理計画
平成 年 月 日	敷地			
	緑地			
	環境施設			

備考 1 今回届出分の完成予定日を記入してください。

2 敷地、緑地、環境施設の面積は、「届出の概要」から転記してください。

敷地外緑化活動等

始期	終期	活動内容	数量等	備考

--	--	--	--	--

- 備考
- 1 活動内容の欄には、企業の森整備事業、街路樹アダプト事業、緩衝緑地管理事業等、環境保全及び緑化推進のための活動について記入してください。
 - 2 姫路市内で実施した活動及び今後実施する予定の活動について記入してください。
 - 3 数量等の欄には、面積、道路延長、協力金額、参加延べ人数等を記入してください。
 - 4 活動内容については、その実施場所等を住宅地図等に表示したものを適宜添付してください。
 - 5 活動件数が多い場合は、適宜行を追加して記入してください。